

ふれあい・いきいきサロン募集!



今年度も「ふれあい・いきいきサロン事業」の登録を募集します。これは、地域内の集会所や公民館、参加者の自宅などを利用し、地域の高齢者や障害者・子育て世帯などの方々が、気軽に集まることのできる場所（サロン）づくりを応援するものです。

- 【種別】** 高齢者・・・65歳以上の方が、参加人数の半数を超えるサロン
障害者・・・参加者に必ず1名以上の障害者（身体・知的・精神）がいるサロン
子育て・・・未就学児を保育されている父または母で構成されているサロン
- 【世話人】** 1サロンにつき2名以上とし、うち1名を代表世話人（代表者）とします。
- 【人数】** 1サロンの参加人数は5名（5世帯）以上とします。
- 【実施回数】** 概ね月1回以上の開催とし、年10回を下回らないこととします。
- 【場所】** 参加者等の自宅や行政区の集会所、公民館等の公共施設等とします。なお、カラオケボックス等の遊戯場や飲食店、町外施設等を会場とする場合は本事業助成金からの経費充当はできません。
- 【活動内容】** 内容については各サロンで決めてください。（以下は概ね想定される活動内容の例）
お茶飲み会、食事づくり、レクリエーション、ビデオ鑑賞、外出活動、季節の行事、健康体操、異世代交流、地域の清掃など
- 【登録方法】** お近くの社協事務局までお問い合わせの上、お申込み、登録してください。
- 【助成金】** 年間活動回数に対し助成金を交付します（既に他の助成を受けている場合は非該当）。

お問い合わせ先：加美町社会福祉協議会・本部（中新田福祉センター内）63-2547
小野田福祉サービスセンター（小野田福祉センター内）67-7177
宮崎福祉サービスセンター（宮崎福祉センター内）68-2105

年間サロン 開催回数	年間助成金額		
	登録初年度から 3年目まで	4年目	5年目
10回以上15回まで	15,000円	10,000円	5,000円
16回以上20回まで	20,000円		

Q 子どもを同じ幼稚園に通わせている仲良しママ友達同士で、定期的にお茶会を開いています。そういう場合はサロンの対象になりますか？

A 未就学児の母親（5世帯以上）同士であれば、子育てサロンの対象となります。ただし、飲食店を会場とする場合は、助成金からの経費充当はできませんのでご注意ください。公民館などの公共施設を借りて行う場合は、施設利用料だけでなく、茶菓子や飲み物など飲食経費に助成金を充当しても良いこととしています。



Q 年間20回の計画を立てていても、新型コロナウイルスの影響で実際は半分の10回しかできないという恐れもあります。その場合はどうしたら良いですか？

A その場合は助成金の変更申請をしていただくことになります。なお、今年度はコロナ禍という特殊な事情もありますので、サロン開催回数が10回に満たないということもあるかもしれません。そのような場合は個別に対応させていただきますので、その状況となりました時に、あらためてご相談ください。

